

しょうがいふくし
障がい福祉サービス

きょたくかいご じゅうどほうもんかいご
居宅介護サービス・重度訪問介護サービス

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

いっばんしゃだんほうじん しょうしゅかい
一般社団法人 頌主会

ホームサポートぶどうの木^き

だい じょう
第1条

じぎょうしゃ がいよう
1, 事業者の概要

じぎょうしゃめいしょう 事業者名称	いつぱんしゃだんほうじん しょうしゅかい 一般社団法人 頌主会
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	ほうじんだいひょう り じ こばやし けん じ 法人代表理事 小林 源治
しょざいち 所在地	〒520-0025
れんらくさき 連絡先	しがけん おおつしおうじがおか ちょうめ ぼん ごう 滋賀県大津市皇子が丘1丁目2番2号
	TEL 077-524-9105 FAX 077-510-7250
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	ねん がつ にち 2005年7月13日

ていきょう じぎょうしょ がいよう
2, サービス提供をする事業所の概要

じぎょうしょめいしょう 事業所名称	ホームサポートぶどうの木 ^き
じぎょうしょ しょざいち 事業所 所在地	〒520-0025
れんらくさき 連絡先	しがけん おおつしさくらのちやう ちょうめ ぼん ごう 滋賀県大津市桜野町1丁目3番25号
	グリーンベルにしおおつ どう ごうしつ 西大津E棟102号室
	TEL・FAX 050-8894-3368
サービス提供 ^{ていきょう}	しんたいしょうがいしゃ 身体障がい者
たいしょうしゃ 対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障がい者
	せいしんしょうがいしゃ 精神障がい者
	して いなんびやうたいしょうしゃ 指定難病対象者
して いじぎょうしょばんごう 指定事業所番号	きょたくかいご 居宅介護
	2510102904 ^{ごう} 号
	(2025 ^{ねん} 年9 ^{がつ} 月1 ^{にち} 日指定)

	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護
かんりしゃしめい 管理者氏名	ひらた ゆういち 平田 雄一

3, サービス提供実施地域

サービス提供	かたたちく おごとちく さかもとちく おおつきょうちく 堅田地区・雄琴地区・坂本地区・大津京地区
実施地域	ながらちく ちゅうおうしょうがっこうく はまちく 長等地区・中央小学校区・におの浜地区

第2条 事業の目的及び運営方針

事業の目的	てきせい うんえい かくほ ため ひつよう じんいん はいち していきよたくかいご してい 適正な運営を確保する為に必要な人員を配置し、指定居宅介護、指定 じゅうどほうもんかいご えんかつ うんえいかんり はか とも りようしゃ かぞく いし 重度訪問介護の円滑な運営管理を図ると共にご利用者、ご家族の意思 およ じんかく そんちよう つね りようしゃ たちば た していかいご ていきよう 及び人格を尊重し常にご利用者の立場に立った指定介護の提供を かくほ もくてき 確保することを目的とする。
運営方針	じぎょうしゃ りようしゃ じたく じりつ せいかつ おく かいごしえん 事業者はご利用者が自宅で自立した生活を送れるように、介護支援 かじえんじょ そうだんしえんどう てきせつ ていきよう ひつよう とき ひつよう や、家事援助、相談支援等を適切に提供し、必要な時に必要なサービ とど つと ちいき むす じゅうし ほか スを届けるように努め、地域との結びつきを重視し、他のサービス じぎょうしゃ ふくしいう およ かんけいし れんけい はか りようしゃ 事業者・福祉医療サービス及び関係市との連携を図り、ご利用者の せいかつぜんぱん えんじょ おこな 生活全般の援助を行うものとする。

第3条

1, 営業日及び営業時間

窓口営業日	げつようび にちようび 月曜日から日曜日
-------	-------------------------

まど くち えい ぎょう じ かん 窓 口 営 業 時 間	ご ぜん じ ご ご じ 午 前 9 時 から 午 後 6 時
----------------------------------	------------------------------------

ちゅう でんわとう じ かんれんらく か の う たいせい か く ほ
注)電話等により、24時間連絡が可能な体制を確保するものとする。

2, サービス提供可能な日と時間帯

ていきょう ひ サービス提供日	にち 365日
ていきょう じ かん サービス提供時間	じ かん 24時間

3, 事業所の職員体制 及び 職務内容

かん り しゃ 管 理 者 サービス提供責任 者	ひら た ゆう いち 平 田 雄 一
かん り しゃ 管 理 者	めい 1名 かん り しゃ と う じ ぎ ょ う し ょ じ ゅ う ぎ ょ う し ゃ お よ ぎ ょ う む かん り い ち げ ん て き お こ な 管理者は当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。ま ほう れ い と う き て い じ っ し かん じ ゅ ん し ゅ じ こ う た法令等に規定されているサービスの実施に関して遵守すべき事項 し き め い れ い お こ な について指揮命令を行うものします。

サービス提供責任者	1名以上(但し、法令の定めに従い必要な員数を配置する) サービス提供責任者は当事業所に対するサービスの利用申込みにかかわる調整サービス従業者に対する技術指導のサービス内容の管理及び個別支援計画等の作成を行います。 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスにおいて、ご利用者、ご家族に個別支援計画の内容を説明し同意を得ます。 個別支援計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
訪問介護員	居宅介護計画に基づき、居宅介護・重度訪問介護サービスを提供します。 サービスの提供日、内容、ご利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。

第4条 サービス内容

障がい者福祉関連法令に定める下記の事業・サービス区分の中からサービス種別及び

個別支援計画等に基づき、指定の時間帯に選択されたサービスを提供するものとします。

① 指定居宅介護サービス	指定居宅介護サービスとは「指定居宅介護」の支給決定を受けたご利用者に対して下記サービスを提供するものとします。
身体介護	入浴介助・排泄介助・食事介助・更衣介助・身体清拭・洗髪・通院等介助、その他身体の介護を行います。
	通院介助(身体介護を伴う)は身体介助を伴う車両への乗車、降車の介助を行います。

かじえんじょ 家事援助	ちょうり いるい せんたく じゅうぎょ そうじ せいりせいとん か い も の だいこう おこな 調理・衣類の洗濯・住居の掃除・整理整頓・買い物(代行)を行います。 ほか ひつよう か じ おこな その他、必要な家事を行います。
つういんとうかいじょ 通院等介助	かんこうしょなら していそうだんし えんじぎょうしょ いどう こうてきてつづ とう し えん 官公署並びに指定相談支援事業所への移動、公的手続き等を支援します。
② 指定重度訪問 介護サービス	して いじゅうどほうもんかいご して いじゅうどほうもんかいご しきゅうけつてい う 指定重度訪問介護サービスとは「指定重度訪問介護」の支給決定を受 けた利用者に対して、居宅における入浴、排泄、又は食事介助、その他 ほうれい さだ べんぎおよ がいしゅつとき いどうちゅう かいご そうごうてき ていきょう 法令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に提供 するものとする。

③ 従業者はサービス提供に当たり下記のような行為を行うことはできません。

(1)「本人の支援」に該当しないもの

かぞくどう せんたく ちょうり か い も の しゅ りようしゃ しょう きよしついがい そうじ らいきやく
家族等のための洗濯・調理・買い物など、主とする利用者が使用する居室以外の掃除・来客の
おうせつ ちゃ てはい じかよう せんしゃ
応接(お茶の手配)・家用の洗濯など。

(2)「日常生活の援助」に該当しないもの

にわ くさ かぼく みず せわ さんぽ か ぐ いどう おおそうじ しつないがい かおく しゅうり
庭の草むしり・花木の水やり・ペットのお世話や散歩・家具の移動・大掃除・室内の家屋の修理・
とくべつ ちょうり たと しょうがつりょうり いわ こと さい ちょうり
特別な調理(例えば、正月料理・祝い事の際の調理など)

(3)「医療行為」ただし血圧・体温・血中酸素濃度などのバイタル測定は除く

(4)「身体拘束」ご利用者の行動を制限する行為。緊急時に生命や身体保護の必要な場合を除く。

(5)「宗教活動」「政治活動」「営利活動」などの勧誘や寄付等は行いません。

(6) サービス従業者は、家事援助として行う買物の場合を除き現金をお預かりすることはあり
ません。その場合、お預かりする金額も1万円以下の金銭とし、利用者又は家族に必ずその場で
きんがくとう かくにん
金額等を確認いただきます。

(7) サービス従業者は預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書・その他有価証券等は一切お預
かりすることができませんので、予めご了承ください。

(8) 現金や貴重品は、室内に放置せず、従業員にわからない場所や金庫等に保管してください。

(9) サービス従業者は、利用者及びその家族から金銭及び物品等の贈与の受け取りを禁止しています。予めご了承ください。

第5条 サービス利用料金

サービス利用料金は「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(障がい者総合支援法)その他関係法令(以下「障がい者福祉関連法」という)に定める費用の額に

準拠した次の金額となり、利用者は障がい者福祉関連法令に定める介護給付費又は特例

介護給付費の額を控除した額(以下「利用者負担額」という)を事業者に支払うものとします。ただ

し利用者負担上限額を超えた部分に関しては、事業者は市から利用者の代わりにサービス

利用料金を受け取るものとします。また金額は障がい者福祉関連法で定められた事業所所在地の

地域区分により算出されたものです。

居宅サービス利用料金

* 早朝・夜間帯は+25%加算、深夜帯は+50%加算されます

身体介護 日中8:00~18:00	単位数	おおつし 大津市 10.60円 (1割負担分)
身体介護 30分 未満	256	271 円
身体介護 60分 未満	404	428 円
身体介護 90分 未満	587	622 円
身体介護 120分 未満	669	709 円
身体介護 150分 未満	754	799 円

しんたいかいご ふんみまん 身体介護 180分未満	837	887 円
--	-----	-------

しんたいかいご 身体介護 しんや 深夜22:00～6:00	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
しんたいかいご ふん みまん 身体介護 30分 未満	384	407 円
しんたいかいご ふん みまん 身体介護 60分 未満	606	642 円
しんたいかいご ふん みまん 身体介護 90分 未満	881	933 円
しんたいかいご ふんみまん 身体介護 120分未満	1004	1064 円
しんたいかいご ふんみまん 身体介護 150分未満	1131	1198 円
しんたいかいご ふんみまん 身体介護 180分未満	1256	1331 円

しんたいかいご 身体介護 やかん 夜間18:00～22:00	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
しんたいかいご ふん みまん 身体介護 30分 未満	320	339 円
しんたいかいご ふん みまん 身体介護 60分 未満	505	535 円
しんたいかいご ふん みまん 身体介護 90分 未満	734	778 円
しんたいかいご ふんみまん 身体介護 120分未満	836	886 円
しんたいかいご ふんみまん 身体介護 150分未満	943	999 円
しんたいかいご ふんみまん 身体介護 180分未満	1046	1108 円

かじえんじょ 家事援助 にっちゅう 日中8:00~18:00	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
かじえんじょ ふん みまん 家事援助 30分 未満	106	112 円
かじえんじょ ふん みまん 家事援助 45分 未満	153	162 円
かじえんじょ ふん みまん 家事援助 60分 未満	197	208 円
かじえんじょ ふんみまん 家事援助 75分未満	239	253 円
かじえんじょ ふんみまん 家事援助 90分未満	275	291 円
かじえんじょ ふんみまん 家事援助 105分未満	311	329 円

じゅうどほうもんかいご
重度訪問介護
りようりょうきん
サービス利用料金

そうちよう やかんたい
 * 早朝・夜間帯は+25%加算、
 かさん しんやたい
 深夜帯は+50%加算されます

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 しょうがいしえんくぶん いじょう 障がい支援区分4以上	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
じゅうどほうもん じかん みまん 重度訪問 1時間 未満	186	197 円
じゅうどほうもん じかん いじょう じかん ふん みまん 重度訪問 1時間以上1時間30分 未満	277	293 円
じゅうどほうもん じかん ふん いじょう じかん みまん 重度訪問 1時間30分以上2時間 未満	369	391 円
じゅうどほうもん じかん いじょう じかん ふんみまん 重度訪問2時間以上2時間30分未満	461	488 円
じゅうどほうもん じかん いじょう じかん みまん 重度訪問2時間30以上3時間 未満	553	586 円
じゅうどほうもん じかん いじょう じかん ふんみまん 重度訪問3時間以上3時間30分未満	644	682 円

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 しょうがいしえんくぶん いじょう 障がい支援区分4以上	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
じゅうどほうもん じかん ふんいじょう じかん みまん 重度訪問 3時間30分以上4時間 未満	736	780 円
じゅうどほうもん じかんいじょう じかん みまん 重度訪問 4時間以上8時間 未満	821	870 円
じゅうどほうもん じかんいじょう じかん みまん 重度訪問 8時間以上12時間 未満	1505	1595 円
じゅうどほうもん じかんいじょう じかん みまん 重度訪問 12時間以上16時間 未満	2184	2315 円
じゅうどほうもん じかんいじょう じかん みまん 重度訪問 16時間以上20時間 未満	2834	3004 円
じゅうどほうもん じかんいじょう じかん みまん 重度訪問 20時間以上24時間 未満	3520	3731 円

つういんとうかいじょ
通院等介助
りょうりょうきん
サービス利用料金

つういんとうかいじょ 通院等介助	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を 伴う場合 30分未満	256	271 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を 伴う場合 60分未満	404	428 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を 伴う場合 90分未満	587	622 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を 伴う場合 120分未満	669	709 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を 伴う場合 150分未満	754	799 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を 伴う場合 180分未満	837	887 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんま ごと 身体介護を 伴う場合 30分増す毎に	プラス 83	87 円

つういんとうかいじょ 通院等介助	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を伴わない場合 30分未満	106	112 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を伴わない場合 60分未満	197	208 円
しんたいかいご ともな ばあい ふんみまん 身体介護を伴わない場合 90分未満	275	291 円
しんたいかいご ともな ばあい ふん ま ごと 身体介護を伴わない場合30分増す毎に	プラス 70	74 円

しょかい かさん 初回加算	りようしゃふたんじょうげんがくか かりかさん 利用者負担上限額管理加算
------------------	--

しょかい かさん 初回加算	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
しょかい かさん 初回加算	200	212 円

じょうげんがくか かりかさん 上限額管理加算	たんいすう 単位数	おおつし 大津市 えん 10.60円 わりふたんぶん (1割負担分)
じょうげんか かりかさんがく 上限管理加算額	150	159 円

がついじょうにゆういん しせつ もど ばあい あら しょき かさん さんてい
1ヶ月以上入院されて施設に戻られた場合、新たに初期加算として算定されます。

ふくし かいごしょくいんとしよぐうかいぜんかさん
福祉・介護職員等処遇改善加算

きょたくかいご じゅうどほうもんかいご ふくし かいごしょくいんとしよぐうかいぜんかさん かさん かさんりつ
居宅介護と重度訪問介護における福祉・介護職員等処遇改善加算「加算Ⅱ口」の加算率は

きょたくかいご じゅうどほうもんかいご
居宅介護が 44.1%、重度訪問介護が 36.7%です。

だい じょう りょうしゃふたんじょうげんがくかんりかさん
第6条 利用者負担上限額管理加算

じょうげんかんりかさん 上限管理加算	たんいすう 単位数	りょうしゃふたん わりがくめやす 利用者負担1割額目安 (かい (1回につき) おおつし 大津市 えん 10.60円)
じょうげんかんりかさん 上限管理加算	150	159

りょうしゃふたんじょうげんがくかんりかさん りょうしゃ りょうしゃふたんじょうげんがくかんりたいしりょうしゃ しちょう にんてい
*利用者負担上限額管理加算は、利用者が「利用者負担上限額管理対象者」として市町から認定

か とうじぎょうしよいがい ほか じぎょうしよ けいやく ていけつ りょうしゃ とうじぎょうしよ
され、且つ、当事業所以外の他のサービス事業所と契約を締結し、利用者が当事業所に

りょうしゃふたんじょうげんがく いらい ばあい かさん りょうしゃ いらい りょうしゃふたんじょうげんがく
利用者負担上限額を依頼した場合に加算されます。また利用者の依頼により利用者負担上限額を

こ じぎょうしゃ ていきょう ばあい ちょうかぶん りょうしゃ ぜんがくじこふたん
超えて事業者がサービスを提供した場合、その超過分については利用者の全額自己負担となり
ます。

じぎょうしゃ し しきゅう りょうしゃ かいごきゅうふひとう がく りょうしゃ か し じゅりよう
*事業者が市から支給される利用者の介護給付費等の額を、利用者に代わって市から受領する
ものとします。

だいいりじゅり
(代理受理)

じぎょうしゃ し だいいりじゅり かいごきゅうふひとう がく りょうしゃ つうち
*事業者が市から代理受理した介護給付費等の額については、利用者に通知するものとします。

りょうしゃ しんたいてきりゆうとう にん じゅうぎょうしゃ しえん こんなん みと ばあい りょうしゃ
*利用者の身体的理由等により1人の従業者による支援が困難と認められる場合には、利用者

また かぞくとう どうい え うえ どうじ にん じゅうぎょうしゃ ていきょう ばあい
又はその家族等の同意を得た上で同時に2人の従業者によりサービスを提供します。この場合

ばい りょうきん はっせい
2倍の料金が発生します。

じぎょうしゃ かいごきゅうふひとう だいりじゅり おこな ばあい りょうしゃ じぎょうしゃ たい
*事業者が介護給付費等の代理受理を行わない場合には、利用者は事業者に対してサービス

りょうりょうきん ぜんがく いったん しはら いただ ばあい じぎょうしゃ りょうしゃ たい ていきょう
利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。この場合、事業者は利用者に対して「サービス提供

しょうめいしょ こうふ りょうしゃ ていきょうしょうめいしょ りょうしゅうしょ そ すま し しんせい
証明書」を交付します。利用者は「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市に申請
すると介護給付費等が支給されます。

だい じょう こうつうひ ほか ひょう 第7条 交通費その他の費用

じゅうぎょうしゃ ていきょう ため りょうしゃたく ほうもん さい こうつうひ だいいち じょう
1,従業者がサービスを提供する為に利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、第1条の2に
きさい ていきょうじっしちいき はんいなく すま りょうしゃ むりょう
記載のサービス提供実施地域の範囲内にお住いの利用者につきましては無料となります。

だいいち じょう きさい じっしちいきがい すま りょうしゃ じぎょうしゃ たい
2, 第1条の2に記載するサービス実施地域外にお住いの利用者につきましては、事業者に対し
こうつうひ じっぴ しはら きわ ていきょうじっしちいき こ ちてん もくてきち
て交通費の実費を支払うものとします。その際、サービス提供実施地域を越える地点から目的地
くかん おうふく こうきょうこうつうきかんりょうじっぴ じ しょうじ けいひ
までの区間における往復の公共交通機関利用実費、または自を使用時の経費(1km あたり 50
えん ゆうりょうどうろ ひ ほかつこうりょう
円)、有料道路費、その他通行料となります。

りょうしゃ ていきょうきろくとう ふくしゃがつ こうふ もと ばあい まい えん ちょうしゅう
3, 利用者がサービス提供記録等の複写物の交付を求められた場合、1枚あたり100円を徴収
いた
致します。

だい じょう およ りょう 第8条 キャンセル及びキャンセル料

りょうしゃ りょう ちゅうし い か さい すみ じぎょうしょ
1,利用者がサービスの利用の中止(以下、「キャンセル」という)をする際には速やかに事業所まで
れんらく
連絡しなければならないものとします。

りょうしゃ つごう ばあい ほん りょうよていび ぜんじつえいぎょうび じ
2,利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合、本サービス利用予定日の前日営業日18時
れんらく れんらくかのうじかん もうしで ばあい
までに連絡しなければならない。また、連絡可能時間までにキャンセルの申し出がない場合は、
ほうしゅうがく わり ぜんがくじ こふたん しはら りょうしゃ ようたい きゅうへん
報酬額の10割(全額自己負担)をお支払いいただきます。ただし、ご利用者の容態の急変など、
きんきゅう え じじょう ばあい りょうきん いただ
緊急かつ、やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料金は頂けません。

キャンセルまでの れんらくじかんと 連絡時間等	りょう キャンセル料
ほん 本サービス りょう よてい び ぜんじつ 利用予定日の前日 えいぎょう び じ 営業日18時までの れんらく ご連絡	む りょう 無 料
ほん 本サービス りょう よてい び ぜんじつ 利用予定日の前日 えいぎょう び じ いこう 営業日18時以降の れんらく ご連絡	りょうりょうきん わり ぜんがくじ こ ふ た ん サービス利用料金の10割(全額自己負担)

3,キャンセル料金は当月分の料金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

だい じゅう しはらいほうほう **第9条 お支払方法**

りょうしゃふたんがく 利用者負担額・その ほか ひょう 他の費用 しはら ほうほう お支払い方法	りょうじっせき もと がつ りょうりょうきん よくげつ にち 利用実績に基づいて1か月ごとにサービス利用料金を翌月20日まで せいきゅう こうざふりかえ ばあい げんそく がつ ひごろ してい に請求し、口座振替の場合、原則としてその月の26日頃に、指定され こうざ ひ き お げんきん じぎょうしゃしていこうざ た口座から引き落としされます。また現金や事業者指定口座へのお ふりこ しはら ばあい がつ げつまつ しはら 振込みでのお支払いの場合、その月の月末までにお支払いいただきます。
	しはらいさき こうざめい ぎ こうざばんごう お支払先 口座名義・口座番号 し が ぎんこう ほんてんえいぎやうが かつうこうざ 滋賀銀行 本店営業部 普通口座 446423 いっぽんしゃだんほうじん しょうしゅかい 一般社団法人 頌主会(しょうしゅかい)
	じゅりょう かくにん じゅりょうかくにんがつ よくげつ りょうしゅうしょ はっこう 受領が確認できましたら、受領確認月の翌月に領収書を発行いたします。

りようりょう ほか ひょう しはら しはらいきじつ がついじょうちえん しはら とくそく
*利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から2ヶ月以上遅延し支払いの督促から7
にちいない しはら ばあい けいやく かいやく うえ みはら ふん しはら
日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で未払い分をお支払いいただきます。

だい じょう ていきょう りゅういじこう 第10条 サービスの提供にあたっての留意事項

しきゅうけつていないようとう かくにん 1, 支給決定内容等の確認

じぎょうしょ し けつてい かいごきゅうふとう しきゅうりょう じゅぎゅうしゃしょう きさい しきゅうないよう りようしゃふたんじょうげんがく
事業所は市が決定した介護給付等の支給量(受給者証に記載)、支給内容、利用者負担上限額を
かくにん いただ へんこう ばあい じぎょうしゃ し
確認させて頂きます。変更ある場合は事業者にお知らせください。

きょたくかいごけいかく さくせい 2, 居宅介護計画の作成

しきゅうけつていないよう そ ていきょう ぐたいてき ないよう じかんとく きさい けいかく さくせい
支給決定内容に沿って、提供する具体的なサービス内容や時間等を記載し、計画の作成にあたっ
ては、利用者及び家族にその内容について説明し同意を得るものとします。

ていきょう きょたくかいごけいかく もと おこな じっさい ていきょう りようしゃ いこう
サービスの提供は居宅介護計画に基づいて行います。実際の提供にあたっては利用者の意向
しんたいじょうきょう はいりょ おこな
や身体状況に配慮を行います。

きょたくかいごけいかく へんこうとう 3, 居宅介護計画の変更等

きょたくかいごけいかくしよ りようしゃ しんしん じょうきょう いこう ひつよう おう へんこう
「居宅介護計画書」は利用者の心身の状況や意向などにより、必要に応じて変更することができ
ます。

へんこう さい かいごきゅうふとう しきゅうりょう へんこうとう おう きょたくかいごけいかくしよ ないよう みなお
変更の際、介護給付等の支給量の変更等に応じて、居宅介護計画書の内容の見直しをするものと
します。

たんとくかいごしゃ けつていとう 4, 担当介護者の決定等

ていきょうとき たんとくかいごしゃ けつてい じっさい ていきょう ふくすう かいごしゃ こうたい
サービス提供時に担当介護者を決定します。実際のサービス提供には複数の介護者が交代でサ
ービスを提供します。利用者から特定の介護者を指名することはできませんが、介護者について
ていきょう りようしゃ とくてい かいごしゃ しめい かいごしゃ
お気づきの点や、ご要望がありましたら、当事業所窓口にご遠慮なくご相談ください。

5, サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために、必要な備品等(水道、電気、ガスを含む)は無償で使用させていただきます。また介護者が事業者に連絡する場合があります。

第11条 虐待防止について

*事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成24年10月1日施行)を遵守するとともに、下記の対策を講じるものとする。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者：管理者 平田 雄一

② 成年後見人制度の利用を支援。

③ 苦情解決体制を整備。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。

⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施。

第12条 身体拘束の禁止

1,事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、利用者に対する身体拘束を行わないものとします。

2,事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

3,身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4,従業者に対し身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

第13条 感染対策に関する事項

＊事業所において感染症の発生及び蔓延しないように、次の措置を講じるものとします。

1,事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備。

2,事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修並びに訓練の実施。

第14条 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに対する相談・苦情・要望等(以下、「苦情等」とします)については、下記の窓口にて対応いたします。

＊苦情等については真摯に受け止め、誠意をもって問題の解決をし、対応内容は記録及び保存し、常に障がい福祉サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

1,サービス提供事業所苦情等受付窓口

苦情等担当者	管理者：平田 雄一
受付時間	午前9時から午後6時
連絡先	TEL・FAX 050-8894-3368

＊苦情対応の基本手順

苦情の受付→苦情内容の確認→苦情等担当者へ報告→苦情解決に向けた対応の実施→

原因究明→再発防止・改善の措置→苦情等担当者へ最終報告→苦情申し立て者に対する報告

2,サービス提供事業所以外の苦情等受付窓口

苦情等窓口	一般社団法人 頌主会
所在地	滋賀県大津市皇子が丘1丁目2番2号

うけつけじかん 受付時間	ごぜんじ ごごじ 午前9時から午後6時
れんらくさき 連絡先	TEL 077-524-9105 FAX 077-510-7250

3, 公的機関等の苦情等受付窓口

くじょうとうけつけまどぐち 苦情等受付窓口	おおつししやくしよしょうがいふくしか 大津市市役所 障がい福祉課
うけつけじかん 受付時間	ごぜんじ ごごじ 午前9時から午後5時
れんらくさき 連絡先	TEL 077-528-2726 FAX077-524-0086

第15条 個人情報の使用・保護と秘密の保持

1, 利用者・家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

①従業者はサービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

②秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します

③従業者に業務上知り得た利用者・家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2, 個人情報の保護について

①事業者は、利用者からあらかじめ文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用するなど、他の障がい福祉サービス事業者等に利用者及びその家族の情報等を提供しません。

②事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(ペーパーによる記録・

電子機器による記録)については、管理者の責任の基で管理し、また破棄する場合においても第三

者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、情報

の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な

範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)

第16条 (1)緊急時の対応

①サービス提供中に、利用者の身体等に急変が生じた場合やその他必要となる場合は、速やか

に主治医への連絡を行い、医師の指示を仰ぎ必要な措置を講じると共に利用者があらかじめ

指定する連絡先にも連絡します。

②必要に応じて救急搬送する場合があります。

(2)事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合、市町村・利用者の家族等に連絡をと

ると共に必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が

発生した場合は、当該事業者が加入している保険にて損害賠償を速やかに行います。

緊急時・事故発生時の連絡先

ホームサポート ぶどうの木

対応可能時間	365日 24時間
電話番号	TEL・FAX 050-8894-3368

ほんじぎょうしょ か き そんがいばいしょうほけん かにゅう
本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています

ほ けん かい しゃ めい 保 険 会 社 名	どうわそんがいほけんがいしゃ あいおいニッセイ同和損害保険会社
----------------------------	------------------------------------

だい じょう じゅうぎょういんしょうめいしょ けいこう 第17条 従業員証明書の携行

サービス提供従事者は常に従業員証明書を携行し、利用者またはその家族等から提示を求められたときはいつでも提示します。

だい じょう しょうがいふくし じぎょうしゃとうおよ ほけんいりょう じぎょうしゃとう れんけい 第18条 障がい福祉サービス事業者等及び保険医療サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供にあたり、市町村・他の障がい福祉サービス事業者及び保険医療サービスとの密接な連携に努めます。

だい じょう ていきょう きろく 第19条 サービス提供の記録

①指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日・内容・実績時間数をサービス提供の

終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者からの確認後は、その控えを利用者に交付いたします。

②指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録表に記録を行う。

③これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は事業者に対して保存されるサー

ビス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は

じっぴ ふたん まい えん
実費を負担いただきます)1枚/100円

だい じょう かくにんしよ
第20条 確認書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

サービス提供開始年月日 ていきようかいし ねんがっぴ	れいわ ねん がつ ひ 令和 年 月 日
重要事項説明書 じゅうようじこうせつめいしよ 説明者氏名 せつめいしゃしめい	

じゅうようじこうせつめいしよ ないよう せつめい う りようしやう
重要事項説明書の内容について説明を受け、了承いたしました。

りようしゃ
「ご利用者」

住 所 じゅう しょ	
電話番号 でんわばんごう	
氏 名 し めい	

だいにん
「代理人」

住 所 じゅう しょ	
電話番号 でんわばんごう	
氏 名 し めい	

わたし だいにん じぎようしよ しょうがいふくし じゅうようじこう せつめい う
私（代理人）は事業所から障がい福祉サービスについての重要事項の説明を受け、

じゅうようじこうせつめいしよ こうふ う け つ
重要事項説明書の交付を受け付けました。

じぎようしゃ
【事業者】

じぎょうしょめい 事業所名	ホームサポートぶどうの木(きしょうがいふくし 障がい福祉サービス)
しょざいち 所在地	〒520-0025 しがけんおおつしぎくらのちょう ちょうめ ばん ごう 滋賀県大津市桜野町1丁目3番25号 にしおおつ とう ごうしつ グリーンベル西大津E棟102号室
れんらくさき 連絡先	TEL・FAX 050-8894-3368
ほうじんたいひょうりじ 法人代表理事	こばやし けんじ 小林 源治
しょうがいふくし 障がい福祉サービス かんにしや 管理者	ひらた ゆういち 平田 雄一